⑵　認められた減損の兆候の概要

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したため、今後当該資産の使用可能性（水源涵養等公益的機能の発揮）の著しい低下が見込まれると判断しています。

⑶　減損を認識しない理由

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したが、現時点では、造林木売買契約が締結されていないため、売買契約が成立するまでの間は、当該資産がその使用目的に従った機能を有しているため、減損を認識していません。

⑷　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

区　分	種　類	場　　所	帳簿価額	用　　途
②	水源林	青森県十和田市　他９契約地	75,852,521	水源涵養等公益的機能の発揮
		山梨県韮崎市	885,513	水源涵養等公益的機能の発揮
		三重県度会郡　他２契約地	20,898,892	水源涵養等公益的機能の発揮
		和歌山県田辺市	6,851,879	水源涵養等公益的機能の発揮
		徳島県三好市　他３契約地	138,322,220	水源涵養等公益的機能の発揮
		宮崎県東臼杵郡　他３契約地	30,150,163	水源涵養等公益的機能の発揮
③	建物	茨城県つくば市	1,600	便所
④	建物	山形県最上郡真室川町	49,400	苗畑調査作業室
⑤	構築物	茨城県つくば市	5,777,972	実験設備
⑥	構築物	岩手県盛岡市	1,888,430	実験設備
⑦	構築物	岩手県盛岡市	646,075	実験設備

⑸　減損の認識に至った経緯

②水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結し、今年度造林木売買契約も締結されたため、当該資産を法人自らが使用しないという決定を行い、当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるので、減損を認識しています。

③便所については平成28年１月21日以後、⑥実験設備については平成28年１月４日以後、⑦実験設備については平成27年10月28日以後それぞれ法人自らが使用しないという決定を行っており、④苗畑調査作業室、⑤実験設備については使用可能性が著しく低下し、かつ、使用が想定されていないため、減損を認識しました。

なお、③、⑥、⑦の資産については、処分（除却）を行っております。

⑹　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の固定資産ごとの内訳

（単位：円）

区　分	種　類	場　　所	減 損 額	用　　途
②	水源林	青森県十和田市　他５契約地	37,759,775	損益外処理
		山梨県韮崎市	752,711	損益外処理
		三重県度会郡　他２契約地	15,939,948	損益外処理
		和歌山県田辺市	3,508,832	損益外処理
		徳島県三好市　他３契約地	126,578,688	損益外処理
		熊本県球磨郡　他１契約地	14,488,131	損益外処理
③	建物	茨城県つくば市	1,599	損益外処理
④	建物	山形県最上郡真室川町	49,399	損益外処理
⑤	構築物	茨城県つくば市	5,777,971	損益外処理
⑥	構築物	岩手県盛岡市	1,888,429	損益外処理
⑦	構築物	岩手県盛岡市	646,074	損益外処理

⑺　回収可能サービス価額

②水源林については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

③便所、⑥実験設備、⑦実験設備については取り壊しによるもの、④苗畑調査作業室、⑤実験設備については取り壊しを予定しているものであり、いずれも売却を想定していないため、使用価値相当額としております。使用価値相当額は、③、⑥、⑦については使用しないという決定を行っており、④、⑤については当該資産の全てにおいて使用が想定されていないことから、それぞれ備忘価額としております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料　29,906,400円

貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料　56,815,500円

（資産除去債務関係）

⑴　資産除去債務の概要

当研究所本所の主要な研究棟について、建築材料に石綿等を使用しているため、建物の解体時に法令の定める方法により除去する義務を有しております。

また、林木育種センターの土地について、林野庁と借地契約を締結しております。当該土地上の建物については、建物撤去及び退去に伴う原状回復義務を有しております。

⑵　合理的に見積もることができない旨及びその理由

現在、主務大臣から指示される第３期中長期目標（平成23年４月から平成28年３月）において当研究所本所及び林木育種センターの移転、廃止又は解体については明記されておりません。当研究所が作成した第３期中長期計画（平成23年４月から平成28年３月）においても、本所及び林木育種センターの移転等は計画しておりません。さらに、当研究所本所が実施する研究及び林木育種センターが実施する林木の新品種開発等は「森林総合研究所法」第11条「業務の範囲」に規定される当研究所の主要業務であり、その移転等については、当研究所の意思決定に加えて関係省庁等の総合的判断を考慮して行なわれるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

以上の理由より、資産除去債務に関連する建物の解体ないし退去の時期を決定することができず、また、現時点で解体ないし退去予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。